

別紙 2

基本要領 I の第 2 国内産農産物の銘柄設定等 国内産農産物銘柄設定等申請手続 マニュアル

国内産農産物銘柄設定等申請手続	・・・	2-1
銘柄の名称の考え方	・・・	2-2
地方農政局長が行う銘柄の廃止の手続について	・・・	2-3
水稻うるち玄米における「品種銘柄」の設定手順	・・・	2-4
第 1 銘柄に使用される品種の名称	・・・	2-5
第 2 銘柄の設定等に係る申請等	・・・	2-5
第 3 銘柄の設定等に係る意見聴取等	・・・	2-6
第 4 銘柄の設定等の手続	・・・	2-7
第 5 国内産農産物の銘柄設定等の事後確認	・・・	2-8
第 6 水稻うるち玄米の品種銘柄の設定及び廃止の手続	・・・	2-8
○ 様式第 1-1 号 銘柄の設定等申請書	・・・	2-10
○ 様式第 1-2 号 銘柄の名称変更申請書	・・・	2-11
○ 様式第 1-3 号 産地品種銘柄における品種群の設定等申請書	・・・	2-12
○ 様式第 1-4 号 銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書	・・・	2-13
○ 様式第 1-5 号 サンプル及び鑑定上の特徴の縦覧又は 配布に関する同意書	・・・	2-14
○ 参考様式 品種群の設定等申請における銘柄鑑定に関する同意書	・・・	2-15
○ 作成時のポイント（様式第 1-1 号～第 1-5 号、参考様式）	・・・	2-16
○ 様式第 2 号 銘柄の設定等に係る意見聴取の結果報告書	・・・	2-22
○ 様式第 3 号 銘柄の設定（変更・廃止）に係る申請の結果について	・・・	2-23
○ 様式第 4 号 産地品種銘柄の区分変更申請書 作成時のポイント（様式第 4 号）	・・・	2-24 2-25
○ 様式第 5 号 産地品種銘柄の区分変更に係る意見聴取の結果報告書	・・・	2-26
○ 様式第 6 号 産地品種銘柄の区分変更に係る申請の結果について	・・・	2-27
○ 様式第 7 号 登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覧表	・・・	2-28
○ 様式第 8 号 品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定又は廃止に対する 意見及び理由書	・・・	2-29
○ 別紙様式例 品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定に係る育成者権者 の意向把握について	・・・	2-30

農産物銘柄設定等申請手続

<設定等>

農産物の銘柄の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）又は廃止並びに区分の変更。

第1 銘柄設定等の申請等

公示期間：9月
受付期間：10月1日から31日

〔 銘柄設定等について、必要と認めた場合 〕

<公表内容>

- ・申請書類 ・申請先 ・申請期間
- ・申請する農産物（サンプル）の提出に関する事項
- ・銘柄設定後の農産物（サンプル）の提出に関する事項（銘柄の設定等に係る要望を聴取するための必要事項）
- ・銘柄の設定等について必要と認めた場合
その銘柄についての意見募集

〔 申請があった場合 〕

意見聴取開催の公表

農産物検査法第11条第3項に基づく
意見聴取の場を設置
（地方農政局出席）

<関係機関等>

農産物検査に関する学識経験者、生産者団体、実需者団体、都道府県、地方農政局長等が必要と認める関係機関等

区分の変更、品種群についても意見の聴取を行う

報告を含め12月末まで

意見聴取結果の公表

様式第2号、5号
銘柄の設定等申請書
意見聴取の議事録

意見聴取会后
12月末まで

様式第7号の公表
（ホームページ）

銘柄検査の確認
研修での周知

進 達

様式第1-1～1-5、4号、
参考様式

申請

品種登録の完了

申請者

<設定要件（水稻うるち玄米の品種銘柄を除く。）>
次の要件の全てを満たす場合

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定可能
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能
- ③ 育成者権の侵害行為を組成しない
- ④ 品種群については、品種特性、品質の観点から複数の品種を品種群として同一の銘柄とすることが適当である
- ⑤ 品種銘柄及び産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること
- ⑥ 大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさ（大粒・中粒・小粒・極小粒）を踏まえたものであること

<廃止要件（水稻うるち玄米の品種銘柄を除く。）>
次の要件のいずれかに該当する場合

- ① 設定要件のいずれかを満たさなくなること
- ② 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること
- ③ 前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること

結果の通知

様式第3号、6号

結果の周知

業務規程の変更届出

登録検査機関等関係者

登録検査機関

- ・検査を実施しようとする選択銘柄について業務規程に規定
- ・業務規程の変更の届出
- ・ホームページ等により周知

検査実施後、新規設定を行った産地品種銘柄について、地方農政局へサンプルの提出を行う。

第4 銘柄設定等の手続

銘柄の設定等を申請する必要があると認める場合

告 示

〔 農産物規格規程の一部改正 〕

必須・選択
の区分

〔 事務次官依命通知 〕

地方農政局（北海道農政事務所、沖縄総合事務局を含む）

農産局

銘柄の名称の考え方

銘柄の設定要件

- ・農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ・農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ・種苗法(平成10年法律第83号)第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ・品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。
- ・当該品種に係る銘柄検査を行う登録検査機関の見込みがあること。
- ・大豆の産地品種銘柄については、品種特性の粒の大きさを踏まえたものであること。

銘柄の廃止要件

- ・設定要件に掲げる要件のいずれかを満たさなくなること。
- ・他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること。
- ・前年産及び前々年産の検査実績がないこと。

必須銘柄 概ね産地の全域で検査実績がある産地品種銘柄であり、当該都道府県を農産物検査を行う登録検査機関が検査義務を負う銘柄。

選択銘柄 当該産地に所在する都道府県を農産物検査を行う登録検査機関が業務規程に記載することにより検査義務を負う銘柄

種苗法

農林水産植物の品種の育成

出願

名称の審査

名称変更命令

出願公表

種子の仮保護

審査

名称の審査

名称変更命令

品種登録

育成者権が発生

育成者が決めた名称
(系統名等)

約3か月

系統名等又は出願公表された名称
で銘柄の設定が可能

名称変更が可能

出願公表された名称
(品種の名称となる予定の名称)

出願公表において名称の保護がないため、品種登録がされるまでの間に、商標法に基づき同一名称(品種名)で商標登録されたことにより、種苗法において登録できないと判断された場合、

- 1 設定された銘柄は、失効することとなるため、銘柄申請者は、直ちに申請した農政局等に報告すること。
- 2 これを受けて農政局等(国がそのことを確認した場合を含む)は、当該銘柄により 銘柄検査を行っている又は予定している登録検査機関に対し、その銘柄が失効した旨を連絡し銘柄欄の抹消をさせること。
- 3 検査請求者(生産者、代理人)に対しその旨説明をさせること。
等のリスクがあることを十分に理解の上、申請をすること。

約2年

品種登録された名称
で銘柄の設定が可能

名称変更が必要

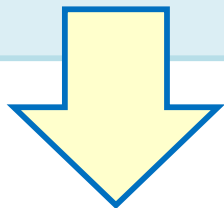
品種登録された品種の名称

地方農政局長が行う銘柄の廃止の手続について

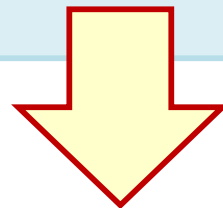
地方農政局長は、農産物検査に関する基本要領の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、廃止する銘柄の受検希望の有無の確認や銘柄の廃止に関する意見を公募



意見公募の結果を踏まえて、農産物検査法第11条第3項に基づく意見聴取会を開催



廃止に関する反対意見が無い場合、廃止手続を行う。



今後の受検見込みや作付け見込みがある場合、廃止手続を行わない。

※ 特に銘柄が多い水稻うるち玄米については、

- ① 年間の検査実績が10トン未満の銘柄
 - ② 検査ニーズの実態等に鑑み、廃止することが適当なものとして都道府県その他の関係者から提案のあった銘柄
- については、廃止検討銘柄とし、関係者の意見を聴取して問題がなければ廃止することとする。

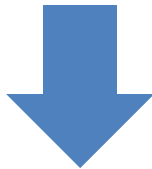
その際に、適用までの時間的余裕を十分確保する等、農業者の営農計画に支障が生じないように十分留意すること。

水稻うるち玄米における「品種銘柄」の設定手順

「産地品種銘柄」における育成者権の把握
(全国の検査数量が10トン以上の品種)



育成者権者及び都道府県への利用許諾状況・種子
の配布状況及び品種銘柄設定の意向の確認



その品種の許諾が特定の都道府県
に限定され、育種者権の保護に配慮
すべき等の特段の理由があるものは
品種銘柄に設定しない

農産物検査法第11条第3項に基づく意見聴取会を開催



「品種銘柄」の設定・公表

国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル

第 1 銘柄に使用される品種の名称

銘柄に使用される品種の名称については、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 種苗法（平成10年法律第83号）において品種登録された名称
- 2 種苗法により出願公表された品種の名称
- 3 育成者が命名した名称

第 2 銘柄の設定等に係る申請等

- 1 地方農政局長（北海道農政事務局長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、国内産農産物の銘柄（水稻うるち玄米の品種銘柄を除く。）の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）、廃止又は必須銘柄と選択銘柄の区分の変更（以下「銘柄の設定等」という。）に係る要望を聴取するため、申請書類、申請先、申請期間及び申請する農産物（サンプル）の提出に関する事項を申請開始日の 1 か月前までにホームページ、掲示板等に掲載することとする。

- 2 銘柄の設定等を要望しようとする者は、申請に必要な書類（次に掲げる別紙様式第 1－1 号から第 1－5 号まで及び第 4 号をいう。）を作成し、申請に係る農産物のサンプル（100グラム程度）を添えて、毎年10月末までに地方農政局長へ申請する。

なお、当該申請は、都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官を経由して行うことができる。

- （1）銘柄の設定 様式第 1－1 号、第 1－4 号及び第 1－5 号
- （2）銘柄の廃止 様式第 1－1 号
- （3）銘柄の名称変更 様式第 1－2 号
- （4）品種群の設定又は追加 様式第 1－3 号及び第 1－5 号
- （5）品種群の廃止又は削除 様式第 1－3 号
- （6）銘柄の必須銘柄又は選択銘柄の区分の変更 様式第 4 号

- 3 地方農政局長は、2 により銘柄の設定等に係る申請があった場合、申請者に銘柄の設定等の理由等について説明を求めることができる。

- 4 地方農政局長は、銘柄の設定等に係る申請がない場合であっても、基本要領 I の第 2 の 2 及び 3 の要件に照らし、銘柄の設定等の必要があると認めた場合は、自ら銘柄の設定等を行うことができる。この場合、2 に準じて書類を作成するものとする。

様式第 1－1 号
様式第 1－2 号
様式第 1－3 号
様式第 1－4 号
様式第 1－5 号
様式第 4 号

- 5 基本要領の別表にない品種群を構成する品種を新たに産地品種銘柄として扱う場合又は、新たな品種を既存の産地品種銘柄に加える場合にあっては、第2の2の申請書に、次に掲げる資料を添付して地方農政局長に申請する。
- (1) 戻し交雑品種の場合は、戻し交雑品種と反復親品種の粒形についての客観的データ
 - (2) 農産物の特性又は生育の特性が同じであり、かつ、これを示す客観的データ
 - (3) 食味等の品質の評価については、第三者機関による食味試験等の客観的評価結果
 - (4) 当該産地品種銘柄を検査する登録検査機関において、申請された品種について、品種群を構成する他の品種と品種鑑定上差異がなく、農産物検査を行う上で問題ないことを証明する書類（参考様式を使用することができる。）等を添付

参考様式

第3 銘柄の設定等に係る意見聴取等

1 意見聴取等

- (1) 地方農政局長は、地方農政局長が基本要領Ⅰの第2の2及び3の要件に照らし、銘柄の設定等の必要があると認めた場合又は第2の2による銘柄の設定等に係る申請があった場合は、12月末までに農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第11条第3項に基づき、農産物の検査等に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体、実需者団体、登録検査機関、地方農政局長が必要と認める関係機関等（以下「有識者等」という。）からの意見の聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。

なお、地方農政局長は、有識者等の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。

ただし、銘柄の名称変更、銘柄を構成する品種群の品種の追加若しくは削除又は必須銘柄と選択銘柄の区分の変更に係る申請のみの場合にあっては、意見聴取の代わりに、インターネットの利用その他の適切な方法により意見の募集を行うことができる。

- (2) 地方農政局長は、有識者等の意見聴取を行うときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ関係者からの意見を募集し、当該意見を踏まえ行う。
- (3) (1)の意見聴取は、銘柄に係る産地ごとに行うものとする。
- (4) 地方農政局長は、申請者が銘柄の名称が種苗法において出願公表又は品種登録された名称に後日変更を希望している場合は、当該銘柄の名称が変更される可能性がある旨を説明し、意見聴取を行う。
- (5) 第2の2の(2)及び第2の4により銘柄の廃止を行う場合にあっては、地方農政局長は(1)の意見聴取に代えてインターネットの利用その他の適切な方法により、廃止する銘柄の受検希望の有無の確認及び銘柄の廃止に関する意見の募集を行うことができる。

2 銘柄の設定等に係る意見聴取の透明性の確保

- (1) 地方農政局長は、透明性の確保を図るため、1による意見聴取の日程及び意見聴取する事項を文書の掲示又は配布により行うほか、地方農政局のホームページに掲載することにより公表する。
- (2) 議事は公開とする。ただし、地方農政局長が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、非公開とすることができる。
- (3) 議事録は、一般の閲覧に供することとし、地方農政局のホームページに公表する。ただし、地方農政局長が、議事の運営に著しい支障があると認めた場合には、当該理由を議事要旨に記載の上、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

なお、1の(1)のただし書により意見聴取を意見の募集に代えた場合にあっては、意見を取りまとめたものを一般の閲覧に供することとし、地方農政局のホームページに公表する。

第4 銘柄の設定等の手続

- 1 地方農政局長は、第3による意見聴取の結果を、様式第2号又は第5号に取りまとめ、第2の2の申請書の写しを添えて農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に報告する。ただし、銘柄の設定等の申請があった年の12月末を過ぎてはならない。

様式第2号
様式第5号

なお、第3の1の(1)のただし書及び(5)に基づき意見の募集を行った場合は、意見の募集終了後、様式第2号又は第5号を準用し、第2の2の申請書の写しを添えて報告するものとする。

- 2 農産局長は、1の報告により基本要領Ⅰの第2の2及び3の要件に照らし銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農林水産大臣が行う農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下「規格規程」という。）の一部改正のための事務手続を3月末までに行うとともに、地方農政局長に通知する。

また、これについて、農林水産省ホームページに掲載する。

- 3 地方農政局長は、2による通知を受けたときは、第2の2の申請者に対して、銘柄の設定等の結果について様式第3号又は第6号により通知するとともに、銘柄の設定等について管内の都道府県知事及び国内産の品位等検査を行う登録検査機関等関係者に周知する。

様式第3号
様式第6号

なお、農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域である登録検査機関（以下「地域登録検査機関という。）には都道府県知事から、農産物検査を行う区域が複数の都道府県の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）には地方農政局長から周知するものとする。

- 4 申請者は、3による通知を受けた後（第2の5の申請の場合にあっては、基本要領の別表改正後）速やかに申請に係る農産物のサンプルを登録検査機関へ

の配布用等として地方農政局長が指定する量（１キログラムを下限とする。）を提出する。

５ 様式第１－１号により銘柄の名称変更の申請が行われ、第３による意見聴取の結果、名称変更の必要があると認められた第２の２の申請者は、種苗法による出願公表又は品種登録が完了した場合、２月末までに申請を行った地方農政局長へ名称を証する書類を提出する。

６ 提出を受けた地方農政局長は、直ちに農産局長に報告し、農産局長は、２の規格規程の一部改正と併せて行う。

ただし、規格規程の一部改正後、４月末までに報告があった場合にあっては、麦類の銘柄の名称変更を除き、６月末までに当該銘柄の名称変更に係る規格規程の一部改正の事務手続を行う。

７ 地方農政局長は、以下により選択銘柄に関する業務規程の変更の届出が提出された場合には、様式第７号に取りまとめ、ホームページ等に掲載するとともに、電子メールにより農産局穀物課にその旨報告する。

様式第７号

（１）地域登録検査機関から選択銘柄に関する業務規程の変更の届出の提出を受けた都道府県知事から当該区域を管轄する地方農政局長に報告された場合

（２）広域登録検査機関から選択銘柄に関する業務規程の変更の届出が提出された場合

なお、提出された業務規程の変更の届出に自らが管轄する区域に属さない区域が含まれている場合、当該区域を管轄する地方農政局長に対し業務規程の変更届出の写しを通知する。

第５ 国内産農産物の銘柄設定等の事後確認

農産局長は、地方農政局長に対し、登録検査機関に新規設定した銘柄に係るサンプルの提出を求め、当該サンプルと第２の２の申請書の内容を比較し、銘柄鑑定が適切に行われているか確認するよう指示することができる。

なお、提出されたサンプルについては、原則、返却は行わず基本要領Ⅱの第２に規定する農産物検査員の育成研修又は同第４に規定する検査精度向上研修等の銘柄鑑定試料として使用又は貸出しすることができる。

第６ 水稻うるち玄米の品種銘柄の設定及び廃止の手続

１ 水稻うるち玄米の品種銘柄を設定する場合

（１）農産局長は、水稻うるち玄米の産地品種銘柄として設定されている品種のうち、原則として生産年の翌年の３月末の検査数量（以下「総検査数量」という。）が１０トン以上の産地品種銘柄について、水稻うるち玄米の品種銘柄（以下「品種銘柄」という。）の候補（以下「設定候補品種」という。）とする。

(2) 設定候補品種の育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものについては、育成者権者等への確認を「品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定に係る育成者権者の意向把握について（別紙様式例）」により行った上で、農林水産省ホームページにおいて品種銘柄の設定について意見募集を実施する。

別紙様式例

なお、品種銘柄に設定することに意見のある都道府県、市町村、米穀取扱業者、生産者及び流通業者等の利害関係者（以下「利害関係者」という。）は、意見募集期間中に「品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定又は廃止に対する意見及び理由書（様式第8号）」を農産局長へ提出することとする。

様式第8号

(3) (2) の意見募集において、利害関係者から反対があった場合であって、反対する利害関係者が扱う当該品種銘柄候補の数量の合計が当該品種銘柄候補の総検査数量の過半を超えている場合は、当該品種を品種銘柄に指定しないこととする。

2 水稻うるち玄米の品種銘柄を廃止する場合

(1) 農産局長は、品種銘柄として設定されている品種のうち、原則として総検査数量が10トン未満の品種銘柄について、品種銘柄の廃止候補（以下「廃止候補品種」という。）とする。

(2) 廃止候補品種について、農林水産省ホームページにおいて品種銘柄の廃止にすることについて意見募集を実施する。

なお、品種銘柄を廃止することに意見のある利害関係者は、意見募集期間中に「品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定又は廃止に対する意見及び理由書（様式8号）」を農産局長へ提出することとする。

様式第8号

3 品種銘柄の設定及び廃止の決定

1 の設定候補品種及び2 の廃止候補品種について意見聴取を行い、品種銘柄の設定及び廃止を決定する。

また、規格規程の一部改正のための事務手続きを3月末までに行うとともに、地方農政局長に通知する。

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名

銘柄の設定等申請書

下記の農産物について、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示244号）の変更を願
いたく申請します。

記

- 1 申請を行う内容
- 2 銘柄の区分
- 3 農産物の種類
- 4 産地
- 5 ふりがな 品種名
- 6 必須・選択の区分
- 7 申請する理由
- 8 生産状況
- 9 検査を行う予定の登録検査機関名
- 10 品種の特性等
 - （1）4の産地での農産物の特性及び生育の特性
 - （2）来歴
 - （3）種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況
 - （4）その他

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名

銘柄の名称変更申請書

下記の農産物について、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示244号）の変更を願
いたく申請します。

記

- 1 農産物の種類
- 2 産地
- 3 変更前の品種名
- 4 変更後の品種名ふりがな
- 5 種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録等の状況

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名

産地品種銘柄における品種群の設定等申請書

下記の農産物について、農産物検査に関する基本要領（平成21年 5 月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Ⅰの第2の4に基づき申請します。

記

- 1 申請を行う内容
- 2 農産物の種類
- 3 産地
- 4 品種群を変更する銘柄
- 5 現行の銘柄を構成する品種
- 6 追加又は削除する^{ふりがな}品種名
- 7 生産状況

生産年		年産	年産	年産
項 目				
変更する 銘 柄	作付面積 (ha)			
	検査実績 (t)			
追加又は削除 する品種	作付面積 (ha)			
	検査実績 (t)			

- 8 品種群として検査を行う予定の登録検査機関名
- 9 追加する品種の特性等
 - (1) 農産物の特性及び生育の特性
 - (2) 来歴
 - (3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況
 - (4) その他

申請者 殿

(登録検査機関)
住所
氏名又は名称
代表者氏名

銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書

(申請者名) が申請する下記農産物について、当登録検査機関が検査を行う予定としており、申請において必要な品種鑑定上の特徴について、下記のとおり整理しましたので、報告します。

記

- 1 銘柄の区分
- 2 農産物の種類
- 3 産地
- 4 ふりがな 品種名
- 5 必須・選択の区分
- 6 3の産地で栽培された品種に係る特徴

農林水産大臣 殿

サンプル及び鑑定上の特徴の縦覧又は配布に関する同意書

今回提出する下記農産物のサンプル及び鑑定上の特徴の内容について、当該区域において品位等検査を行う登録検査機関に縦覧又は配布することについて、異議ありません。

記

- 1 銘柄の区分
- 2 農産物の種類
- 3 産地
- 4 ふりがな 品種名
- 5 必須・選択の区分

申請者

住所

氏名又は名称

代表者氏名

登録検査機関

住所

氏名又は名称

代表者氏名

申請者 殿

品種群の設定等申請における銘柄鑑定に関する同意書

（申請者名）が申請する下記農産物について、当登録検査機関のサンプルと比較検討した結果、品種鑑定上差異はなく、検査を行う上で問題がないことについて同意します。

記

- 1 農産物の種類
- 2 産地
- 3 品種群を追加する銘柄
- 4 追加する品種名ふりがな

（登録検査機関）

住所

氏名又は名称

代表者氏名

作成時のポイント

品種名を出願公表時の品種名とする場合にあっては、出願公表において名称の保護が行われていないため、品種登録がされるまでの間に、商標法に基づき同一名称（品種名）で商標登録されたことにより、種苗法において同一名称で品種登録できないと判断された場合、 1 設定された銘柄は、失効することとなるため、銘柄申請者は、直ちに申請した農政局等に報告すること 2 これを受けて農政局等（国がそのことを確認した場合を含む）は、当該銘柄により銘柄検査を行っている又は予定している登録検査機関に対し、その銘柄が失効した旨を連絡し銘柄欄の抹消をさせること 3 受検者に対しその旨説明をさせること 等のリスクがあることを十分に理解の上、申請をすること。	
事 項	ポイント
様式第 1－1 号 銘柄の設定等申請書	銘柄の設定及び廃止を申請する場合に用いる様式とする。 1 設定の場合にあっては、粒形等がわかる写真を添付すること。 2 様式第 1－4 号を登録検査機関に作成を依頼し併せて提出すること。
1 申請を行う内容	銘柄の設定を申請する場合は「銘柄の設定」、銘柄の廃止を申請する場合は、「銘柄の廃止」を記載する。
2 銘柄の区分	申請する農産物の銘柄の区分を「産地銘柄」「品種銘柄」「産地品種銘柄」の中から記載する。
3 農産物の種類	申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。 なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。
4 産地	申請する農産物を生産する都道府県名を記載する。
5 ふりがな 品種名	申請する農産物の品種名を記載し、ふりがなをふる。 品種名は、種苗法に基づき品種登録された品種名称、出願公表された品種名称（商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権の侵害を及ぼさない範囲に限る。）又は育成者が命名した名称とする。 なお、生産年の 4 月までに種苗法における出願公表又は品種登録が見込まれる農産物を系統名等で申請する場合、出願公表又は品種登録された後に当該品種名称に銘柄の

	名称変更を希望する場合は、系統名の後に申請している品種名称及び申請の状況について、（ ）を付し記載する。 また、出願公表において変更する場合にあっては、種苗法の申請者の意向を確認すること。
6 必須、選択の区分	申請する農産物の産地品種銘柄の必須、選択の区分を「必須銘柄」 「選択銘柄」の中から記載する。 なお、登録初年度については、産地品種銘柄の選択銘柄とするのが望ましい。
7 申請する理由	申請理由を具体的に記載する。
8 生産状況	申請する農産物の当該都道府県の栽培実績等を記載する。 なお、試験研究機関の試験ほ場のような特殊な環境下での栽培実績は、一般ほ場で栽培されたものと特徴が異なる可能性が高いため、実績には含まず、一般ほ場において生産者が慣行栽培により生産された農産物により確認されたものとする。
9 検査を行う予定の登録検査機関名	1 必須銘柄で申請する場合にあっては、当該銘柄の種類の検査を行う区域内の登録検査機関を記載する。 2 選択銘柄で申請する場合にあっては、当該銘柄について検査を予定している登録検査機関全てを記載する。
10 品種の特性等	登録をしようとする農産物の特性について記載する。 なお、銘柄の廃止の場合は、省略することができる。
(1) 4の産地での農産物の特性及び生育の特性	登録をしようとする農産物を当該県で栽培した場合の特性を記載する。
(2) 来歴	登録をしようとする農産物の来歴を記載する。
(3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況	登録をしようとする農産物の品種登録の状況、種子の確保ルート（①）及び育成者権が発生している場合にあっては、育成者との銘柄登録の許諾状況（②）を記載する。
【記載例】	また、申請する農産物が出願公表されているが品種登録に至っていない場合にあっては、名称について出願者と協議した内容（③）についても記載する。
① 種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている〇〇種苗株式会社から購入しているため、育成者権の侵害を及ぼさない。	なお、育成者権者が当該銘柄の申請者と同じ場合であっても、単に「該当しない」等とせず、「申請者が育成者権を有しているため、該当しない」等とすること。
② 育成者権者に銘柄の設定を行い、〇〇県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。	
③ 本品種は、種苗法における出願公表を行っており、名称について出願者に確認し、系統名で設定することの了解を得ている。	
(4) その他	申請理由等特記事項があれば記載する。

様式第 1－2 号 銘柄の名称変更申請書 1 農産物の種類 2 産地 3 変更前の品種名 4 変更後の品種名 ふりがな 5 種苗法（平成10年法律第83号）に基づく品種登録等の状況 【記載例】 - 本品種は、〇年〇月〇日に品種登録されたため、育成者権者に銘柄の名称変更を行い、〇〇県産（系統名等）を〇〇県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。 - 本品種は、種苗法における出願を〇〇年産の銘柄設定後に行っており、〇年〇月〇日に出願公表をされたため、名称について出願者に確認し、出願公表された名称に変更することの了解を得ている	1 年以上登録されている銘柄名の名称変更を申請する場合に用いる様式とする。 申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。 なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。 申請する農産物を生産する都道府県名を記載する。 現在登録されている銘柄の名称について記載する。 変更後の農産物の品種名を記載し、ふりがなをふる。 品種名は、種苗法における品種登録された品種名称、出願公表された品種名称（商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標権の侵害を及ぼさない範囲に限る。）又は育成者が命名した名称とする。 なお、生産年の4月までに種苗法における出願公表又は品種登録が見込まれる農産物を系統名等で申請する場合、出願公表又は品種登録された後に当該品種名称に銘柄の名称変更を希望する場合は、系統名の後に申請している品種名称及び申請の状況について、（ ）を付し記載する。 名称変更をしようとする農産物の品種登録の状況を記載するとともに、出願者又は育成者権者との名称変更の確認状況について記載する。
--	---

様式第 1－3 号 産地品種銘柄における品種群の設定等申請書	銘柄を構成する品種群の設定を申請する場合に用いる様式とする。
1 申請を行う内容	粒形等がわかり、当該品種と当該銘柄と比較できる写真を添付すること。 銘柄を構成する品種群を設定する場合は「設定」、銘柄を構成する品種群の品種を追加する場合は「追加」、銘柄を構成する品種群の品種を廃止する場合は、「廃止」を記載する。 なお、品種群を構成する銘柄を廃止する場合にあっては、様式第 1－1 号を用いる。
2 農産物の種類	申請する農産物の種類を「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」「醸造用玄米」「普通小麦」「普通小粒大麦」「普通大粒大麦」「普通はだか麦」「普通大豆及び特定加工用大豆」「普通そば」「だったんそば」「一般小豆」「普通いんげん」の中から記載する。 なお、大豆については、「大粒及び中粒」「小粒及び極小粒」の別も併せて記載する。
3 産地	品種群の設定をする農産物を生産する都道府県名を記載する。
4 変更する銘柄	品種群の設定を行おうとする農産物の銘柄名を記載する。
5 現行の銘柄を構成する品種	品種群の設定をする銘柄を構成している現在の品種名を記載する。
6 設定、追加又は削除する品種名	申請する品種名を記載し、ふりがなをふる。
7 生産状況	設定、追加又は削除を行おうとする銘柄及び品種群の設定を行う品種の当該都道府県の栽培実績を記載する。 なお、試験研究機関の試験ほ場のような特殊な環境下での栽培実績は、一般ほ場で栽培されたものと特徴が異なる可能性が高いため、実績には含まず、一般ほ場において生産者が慣行栽培により生産された農産物により確認されたものとする。
8 品種群として検査を行う予定の登録検査機関名	品種鑑定上差異がないことに同意し、品種群として検査を行う予定の登録検査機関名を記載する。
9 追加する品種の特性等 (1) 4 の産地での農産物の特性及び生育の特性	品種群に設定又は追加しようとする品種の当該県で栽培した時の特性について記載する。 なお、品種の削除の場合は、省略することができる。

(2) 来歴 (3) 種苗法（平成10年法律第83号）に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況 【記載例】 ① 種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている〇〇種苗株式会社から購入しているため、育成者権の侵害を及ぼさない。 ② 育成者権者に（品種名）の品種群に設定し、〇〇県産（品種名）としたい旨確認し了解を得ている。 (4) その他	品種群に設定又は追加をしようとする農産物の来歴を記載する。 品種の品種登録の状況、種子の確保ルート（①）及び育成者権者に当該銘柄に品種群として設定又は追加に関する確認状況を記載する（②）。 なお、育成者権者が当該銘柄の申請者と同じ場合であっても、単に「該当しない」等とせず、「申請者が育成者権を有しているため、該当しない」等とし、該当しない理由を記載すること。 申請理由等特記事項があれば記載する。
様式第1－4号 銘柄の設定等申請における銘柄鑑定に関する報告書 1 銘柄の区分 2 農産物の種類 3 産地 4 品種名 5 必須・選択の区分 6 3の産地で栽培された品種に係る品種鑑定上の参考情報	様式第1－1号を申請する者が、銘柄検査を実施する予定の登録検査機関に銘柄鑑定が可能であるか確認依頼し、当該登録検査機関が作成する。 なお、当該登録検査機関が従たる事務所の場合、従たる事務所は、主たる事務所を経由して当該資料を提出する。 様式第1－1号の2の銘柄の区分と同じ。 様式第1－1号の3の農産物の種類と同じ。 様式第1－1号の4の産地と同じ。 様式第1－1号の5の品種名と同じ。 ただし、ふりがなをふる必要はない。 様式第1－1号の6の必須・選択の区分と同じ。 申請しようとする農産物を産地で栽培した農産物の特徴を記載する。
様式第1－5号 サンプル及び鑑定上の特徴の縦覧又は配布に関する同意書 1 銘柄の区分 2 農産物の種類 3 産地	様式第1－1又は1－3号を申請する者及び様式第1－5号を作成した登録検査機関がサンプル及び鑑定上の特徴の配布及び縦覧に同意した上で作成する。 なお、当該登録検査機関が従たる事務所の場合、従たる事務所から主たる事務所を経由し提出する。 様式第1－1号の2の銘柄の区分と同じ。 様式第1－1号の3の農産物の種類と同じ。 様式第1－1号の4の産地と同じ。

4 品種名	様式第1－1号の5の品種名と同じ。
5 必須・選択の区分	ただし、ふりがなをふる必要はない。 様式第1－1号の6の必須・選択の区分と同じ。
参考様式 品種群の設定等申請における銘柄鑑定に関する同意書	様式第1－3号を申請する者が、期限（1ヶ月程度）を設定した上で、当該銘柄の銘柄検査を実施しているすべての登録検査機関にサンプルを提出し銘柄鑑定上問題ないことの確認依頼し、記名を求める。
1 農産物の種類	様式第1－3号の2の農産物の種類と同じ。
2 産地	様式第1－3号の3の産地と同じ。
3 品種群を変更する銘柄	様式第1－3号の4の品種群を変更する銘柄と同じ。
4 追加する品種名	様式第1－3号の6の追加又は削除する品種名と同じ。
記名欄	1 品種群を追加する場合は、当該区域の登録検査機関のうち、検査を行うことのできるすべての登録検査機関の記名を求める。設定された期限までに銘柄鑑定上の問題を示す客観的資料を提出せず、かつ、記名した同意書を提出しない登録検査機関があった場合は、当該登録検査機関から、当該期限までに当該資料の提出がなかった旨を任意様式に記載する。 2 記名欄を増やし連名としても差し支えない。 3 当該登録検査機関が従たる事務所の場合にあっては、従たる事務所から主たる事務所を経由し提出する。

農産局長 殿

地方農政局長

 〔 北海道農政事務局長
 内閣府沖縄総合事務局長 〕

銘柄の設定等に係る意見聴取の結果報告書

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第11条第3項に基づく意見聴取を行った結果を農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の4の（4）に基づき報告します。

銘柄の設定・変更・廃止の区分 (変更の場合は、その内容)	
農産物の種類	
銘柄の区分	
産地・ ^{ふりがな} 品種	
農産物規格規程に定める品位規格適用性	
農産物検査における銘柄鑑定の可否	
その他	

意見聴取の結果	
---------	--

(注)

- 1 種苗法に品種登録を行うため申請中であって、生産年の4月末日までに登録に係る手続きの終了が見込まれる農産物を系統名等で登録する場合で、それらの品種名が登録された後に銘柄の名称変更を希望する場合は、銘柄に設定する名称のあとに申請している品種名を（ ）書で記入する。また、その他の欄に申請の状況について記入すること。
- 2 名称の変更にあっては、当該産地・品種の欄に（ ）書で変更後の名称を記入するとともに、その他の欄に名称の変更を行う理由を記入すること。
- 3 銘柄を構成する品種群の品種の変更にあっては、産地・品種の欄に追加又は削除する品種名を記入するとともに、変更する銘柄名を（ ）書で記入すること。
- 4 新品種について新たに銘柄設定の申請をする場合又は銘柄を構成する品種群の品種を追加する場合にあっては、当該品種の特性及び来歴等をその他の欄に記入すること。
- 5 産地品種銘柄にあっては、その他の欄に必須銘柄・選択銘柄の別を記入すること。

番 号
年 月 日

氏名又は名称

代表者氏名 殿

地方農政局長

〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

銘柄の設定（変更・廃止）に係る申請の結果について

農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）
Iの第2の4の（2）に基づき、令和 年 月 日付けで申請された銘柄については、設
定（変更・廃止）された（設定（変更・廃止）されなかった）ことを通知します。

なお、下記により設定（変更・廃止）されなかった旨を申し添えます。

記

〔理由〕

（注）

- 1 銘柄の申請どおり設定（変更・廃止）された場合には、なお書き以下は省略する。
- 2 銘柄の申請どおり設定（変更・廃止）された場合には、新旧対照表を添付する。

年 月 日

農林水産事務次官 殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名

産地品種銘柄の区分変更申請書

下記の産地品種銘柄について、区分の変更を願いたく、農産物検査に関する基本要領（平成21年 5 月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Ⅰの第 2 の 4 の（2）に基づき下記のとおり、申請します。

記

- 1 産地品種銘柄
- 2 区分の変更
- 3 生産状況

生産年 項 目	年産	年産	年産
作付面積（ha）			
検査実績（t）			

- 4 区分の変更理由

作成時のポイント

事 項		ポイント												
様式第 4 号		産地品種銘柄の必須、選択の区分の変更に用いる様式とする。												
1	産地品種銘柄	区分を変更しようとする産地品種銘柄を生産地名、銘柄名の順で記載する。												
2	区分の変更	区分を変更しようとする産地品種銘柄が必須銘柄の場合にあつては「必須銘柄から選択銘柄」、選択銘柄の場合にあつては「選択銘柄から必須銘柄」と記載する。 なお、必須銘柄から選択銘柄に区分の変更を行う場合にあつては、当該品種に係る銘柄検査を行う見込みがある登録検査機関名を併せて記載する。												
3	生産状況	区分を変更しようとする産地品種銘柄の当該都道府県の直近 3 か年の数量を記載する。 なお、試験研究機関の試験ほ場のような特殊な環境下での栽培実績は、一般ほ場で栽培されたものと特徴が異なる可能性が高いため、過去実績には含まず、一般ほ場において生産者が慣行栽培により生産された農産物により確認されたものとする。												
<table><tr><th>生産年 項目</th><th>年産</th><th>年産</th><th>年産</th></tr><tr><td>作付面積 (ha)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>検査実績 (t)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		生産年 項目	年産	年産	年産	作付面積 (ha)				検査実績 (t)				区分を変更した理由について、3 の数量、登録検査機関等の意見を踏まえ記載すること。
生産年 項目	年産	年産	年産											
作付面積 (ha)														
検査実績 (t)														
4	区分の変更理由													

農産局長 殿

地方農政局長
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

産地品種銘柄の区分変更に係る意見聴取の結果報告書

下記の産地品種銘柄について、意見聴取した結果を農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Ⅰの第2の4の（4）に基づき報告します。

記

- 1 産地品種銘柄
- 2 区分の変更 必須銘柄から選択銘柄（選択銘柄から必須銘柄）に区分の変更を行う。
- 3 区分の変更理由
- 4 意見聴取の結果

（注）

産地品種銘柄について、必須銘柄から選択銘柄に区分の変更を行うに当たっては、2の区分の変更の欄に当該品種に係る銘柄検査を行う見込みがある登録検査機関名を記載すること。

番 号
年 月 日

氏名又は名称

代表者氏名 殿

地方農政局長

〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

産地品種銘柄の区分変更に係る申請の結果について

農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）
I の第 2 の 4 の（2）に基づき、令和 年 月 日付けで申請された産地品種銘柄については、必須銘柄から選択銘柄（選択銘柄から必須銘柄）に区分変更された（区分変更されなかった）ことを通知します。

なお、下記により区分変更されなかった旨を申し添えます。

記

〔理由〕

（注）

申請どおり区分変更された場合には、なお書き以下は省略する。

様式第8号

品種銘柄(水稻うるち玄米)の設定又は廃止に対する意見及び理由書

令和 年 月 日

住 所
(又は所属及び役職名)

氏 名

職 業

電話番号 () —

E-mail

銘柄設定又は廃止する銘柄に対する意見及び理由

設定、廃止 予定	品種銘柄名	検査数量又は 取扱数量 (令和〇年産※)	意 見	理 由

※ 今回、農林水産省が意見募集を行うために基準とした年産における検査数量又は取扱数量を記載。

年 月 日

品種銘柄（水稻うるち玄米）の設定に係る育成者権者の意向把握について

貴〇〇が育成権を有している品種のうち、①〇〇、②××、③△△、④◇◇について、意見を伺います。

- 1 上記①～④の品種は、現在、農産物検査法に基づき、産地品種銘柄に指定されておりますが、品種銘柄（※）としても設定することは可能でしょうか。

品種ごとに○を記入してください。

※ 水稻うるち玄米の農産物検査において、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定しております。

「品種銘柄」に設定されることにより、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も銘柄の証明を受けることができます。

①	可能	・	不可能
②	可能	・	不可能
③	可能	・	不可能
④	可能	・	不可能

- 2 1で不可能とされた品種について、具体的な理由を教えてください。

（例）当該品種の栽培を認めている都道府県を限定しているため。

種子の供給を特定の都道府県に限定しているため。

①…

②…

③…

④…

今後、連絡をする際の連絡先の記入をお願いいたします。

所属：

役職名：

氏名：

電話番号：

E-mail：